

船舶事故調査（石炭運搬船 ENERGIA CENTAURUS 乗組員死亡）について
（経過報告）

令和6年8月29日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和5年9月21日、山口県徳山下松港において発生した船舶事故（石炭運搬船^{エネルギー ケンタウルス}ENERGIA CENTAURUS乗組員死亡）について、令和5年9月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 船舶事故の概要

石炭運搬船 ENERGIA CENTAURUS は、山口県徳山下松港下松地区K-1 棧橋（以下単に「K-1 棧橋」という。）に着棧して荷役作業中、甲板長が、上甲板で点検作業を行っていた際、走行中の荷役装置と船体構造物の間に挟まれて死亡した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和5年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、船体、荷役装置、安全管理に関する情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

（1）事故の経過

石炭運搬船 ENERGIA CENTAURUS は、船長ほか乗組員23人が乗り組み、石炭を積載し、K-1 棧橋に着棧して揚げ荷役中、令和5年9月21日21時56分ごろ、甲板長が、上甲板右舷側で貨物倉ハッチカバー開閉用油配管の点検作業を行っていた際、走行中の荷役装置と船体構造物の間に挟まれて死亡した。

(2) 死傷者

死亡1人(甲板長)

(3) 船舶の損傷等

なし

(4) 気象・海象等

天気：曇り、風向：北北西、風速：約0.8m/s、気温：約24℃、視界：良好

波高：0.5m未満、海面：さざ波

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、乗組員が死亡した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係機関への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の調査を進める。